

平成27年4月16日参議院文教科学委員会議事録

○松沢成文君 次世代の党の松沢成文でございます。

私は、先週の予算委員会で、総理並びに大臣に、国立大学における国旗掲揚、国歌斉唱の問題について質問をさせていただきました。図らずも、それを大臣が国立大学側に要請するという発言をめぐって、大手新聞も社説で取り上げて大論争になっていまして、今日は、ちょっと大臣の考え、文科省の考えを確認する意味で幾つか質問をさせていただきますと思います。

まず、これ国立の大学であるわけですから、国の意思を大学側に伝えて要請するということは、法的にも、私は道義的にも全く問題ないと考えております。

また、大臣は、これお願い、要請であり、実施するかしないかは大学の判断として、大学の自主性にも配慮しておりまして、これまた全く問題ないというふうに考えています。

さらに、要請にどう応えるかは、あくまでも大学の自主的な判断なのであって、その結果が運営費交付金の支給に影響を与えるようなことがあってはならないとも考えております。

この三点について大臣の見解をいただきたいと思っております。

○国務大臣（下村博文君） 松沢委員が予算委員会で取り上げたことが今大論争で、マスコミでも、また昨日の衆議院の文部科学委員会でも取り上げられました。

文科省としては、国旗掲揚や国歌斉唱が長年の慣行により広く国民の間に定着していること、また、平成十一年八月に国旗及び国歌に関する法律が施行されたことも踏まえ、各国立大学において適切な対応が取られるよう検討要請をしていきたいと考えております。

その上で、御指摘のように、各大学の自主的な判断でありますし、また国立大学、先ほどもありましたが、例えば運営費交付金等の配分に影響を及ぼすということについては、これは考えておりません。

○松沢成文君 こうした大臣の要請に対して、いわゆる大学の自治を脅かすとか大学の自治に反するという批判もありますが、そもそも大学の自治というのは、憲法解釈上、研究の自由、研究発表の自由、教授の自由といった学問の自由を保障するために認められているものでありまして、国立大学の入学式、卒業式という節目の式典で国旗を掲揚し国歌を斉唱することが、学問の自由を侵害し大学の自治を損なうということには全くならないと私は考えておりますが、大臣はいかが

お考えでしょうか。

○国務大臣（下村博文君） 大学の入学式、卒業式における国旗や国歌の取扱いについては、これは各大学の自主的な判断に委ねられていることでもあります。

今回の要請はあくまでも要請、これは文書で出すということじゃなくて、国立大学の学長会議等があるときに口頭でお願いしたいと思っていることでありまして、当然、大学の自治それから自主性の妨げとなるものではありません。

○松沢成文君 国立大学の役割の一つに目的養成、目的を持って学生を養成するという意味ですね、目的養成というものがあって、これは二つ掲げられております。一つは理工系人材育成に寄与すること、二つ目は教員育成の中核を担うことと定められているんですね。そのために、国立大学八十六校のうち、約半数の四十四の大学や学部が教員養成目的で設置されているんです。何々教育大学というのがまさにそうですが、専科大学が十二、そして大学の中に教員養成学部があるところが三十二だと思います。

その卒業生の多くは小中高校の教員となるわけなんです。そこで、国旗・国歌の意義を理解させ、尊重する態度を育てるという学習指導要領解説書の方針を理解しておく必要があるわけですね。そのためにも、国立大学では国旗掲揚、国歌斉唱は必要ではないかと私は考えておりますが、いかがでしょうか。

○国務大臣（下村博文君） 国立の教員養成大学・学部は、教育に係る国の責任に鑑みまして、安定的に質の高い教員を一定数養成する観点から、原則として各都道府県に設置され、初等中等教育分野を中心に教員養成について主要な役割を果たしているところであります。

また、教育課程及び指導法に関しては、国立大学だけでなく全ての大学の教職課程で履修することとなっております。その内容は学習指導要領に則したものでなければならないとされているところでもございます。

各国立大学におきましては、こうしたことも踏まえつつ、国旗・国歌の取扱いについて検討していただきたいと考えます。

○松沢成文君 今回、大臣は適切な対応を国立大学側に要請するという事になったわけですが、これは、おっしゃったように、強制とか指導ではなく、あくまでも国としての要請、お願いであるということ踏まえた上で、私も大学の自主的な判断を最終的に尊重すべきだとは思っています。

ただしかし、その上で、もし国立大学側が実施しないとした場合は、その理由を尋ねて、それを私は文科省は国民に公表すべきだというふうに思います。

というのは、国立大学であれば、どのような理由で国旗掲揚、国歌斉唱を実施しないのか、これは主権者である国民に知らせる義務があると思います。この情報公開こそが国民に開かれた国立大学のあるべき姿であって、国民の知る権利に応えるものだと私は考えます。大学の自治は秘密主義であってはならないわけなんです。そうした情報をもって国民は、あるいは受験生も各大学を正しく評価できるのではないかと思います。大臣の見解はいかがでしょうか。

○国務大臣（下村博文君） それはまさに各大学が自主的な判断によって行うべきことだと思います。

○松沢成文君 各大学が自主的に判断をするのは、それは私も容認しているのです、いいと思います。ただ、どういう理由なのかですね。大学の自治というのを捉えて私たちはやらないんだというのもあるでしょうし、ひょっとしたら国旗・国歌は好かないから、嫌だから掲げないんだという大学もあるかもしれません。でも、大学がどういう理念で自分たちは運営しているのか、あるいは卒業式、入学式の運営をしているのか、これきちっと国民に公開してもらって、やっぱり国立大学ですから、国民はそれを知った上で、ああ、なるほど、この大学はこういう理念貫いていい大学だ、あるいはこの大学はちょっとおかしいんじゃないか、国民常識からしてみても、こういうふうに評価できるわけですね。それで、受験生にも私は一つの評価材料になると思います。

情報公開の時代ですから、情報公開で知る権利、これよく言われますよね。決して私は大学の自治というのは秘密主義であってはいいないと思っています、是非ともその点も今後考えていただきたいというふうに思います。

さて、最後に大臣、今日、昨日のニュースだったので私、通告していませんが、大臣のお考えをお聞かせいただきたいんです。

実は、昨日、産業競争力会議というのがあって、その中で、大臣も御出席されたそうですが、全国の国立大学を三分類に分けていこうと。一つ目が世界トップクラスの研究をする大学、二つ目は分野ごとに優れた研究をする大学、三つ目が地域のニーズに応える研究をする大学と。大学側が自ら分類を選んで改革に取り組む、その取り組む大学に運営費交付金を重点配分するとなっているんですね。これを、国立大

学の経営力戦略というのを今年の夏までに策定をして、新たな研究領域の開拓や人材育成を大学に促していくということなんです。

それで、私は、大臣が大学の自治というのを尊重して、国旗・国歌については強制や指導じゃなくまず要請をして、あとは自主的な判断を促したいと言っているんですが、事この研究分野に対しては、国が政策をつくって、それで大学を選ばせて、それで選んで頑張る大学には資金も重点配分しますよと。これは、私は大臣を応援したい立場なんです、文部科学省としてダブルスタンダードじゃないかなと。

つまり、大学の自治というのを都合良く使い分けているんです。自分たちが無理に強制しちゃまずいなというのは、大学の自治があるからできません。でも、自分たちが国家の政策としてこれはやっていこう、産業競争力に必要だと思ったら、研究分野でもこういうふうにやってくださいね、やってくれば資金付けますよ。これはある意味で、大学の自治、学問の自由をある意味で侵害してしまっているとも考えられるんですね。

これ、文部省だけじゃなくて国立大学側も、国旗・国歌で大学の自治があるからそんなことは、要請なんか認められないという大学があるとしたら、じゃ、こういう分野では分かりましたと、研究分野はこれとこれで分かりました、うちの大学も決めて文科省の方針に従います、だからお金下さいと。これじゃ、大学の自治の完全にダブルスタンダードですよ。

ですから、これは文科省側にも大学側にも是非とも私は本当に聞いてみたいと思うんですが、大学の自治とは何ぞやと。それを、大学の自治をテーマによって使い分ける、このダブルスタンダードはおかしいんじゃないかと。だから、結論として言うと、もしこういう政策分野で国立大学を、こういうふうにやりなさいと、お金付けますよということを政策分野でリードしていきたいのであれば、文科省がですよ、国旗・国歌についても、だってこれ、国際人を養成する、国際常識ですよ、今、大きな式典で国旗・国歌があるというのは、ましてや国立大学なんだから、そこできちっとやってくださいというふうに要請してもいいんじゃないですか。それが私はポリシーのある文科省としてのスタンスだと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣（下村博文君） 結論からいうと、ダブルスタンダードというのは当たりません。つまり、国立大学が現状維持でいいというところについてはそれでも別に構わないんですね。ただ、今激しい競争をグローバル社会の中で、今までのような国立大学であったら、国立

大学であってももう国民から選択されない、廃校もあり得る、そういう危機感を持っていく必要があると思います。

その中で、産業競争力会議の中でも、新研究領域の開拓とか、それから地域ニーズに適切に合ったような産業構造の変化に対応した人材育成等、やはり時代の変化や地域の状況に応じて国立大学も、どんな要請をしていくか、教育と研究ですね、それは時代の変化に対応していく必要があるのではないかと。

その中の三つの指針というのを先ほどおっしゃったようなことで掲げました。ですから、そういうことに対して各大学が努力をするということについてはプラスの更なる支援をしていくということではありますが、今のままでいいという大学については、それはそれで、別に否定するわけでは全くないと、まさにそれは各国立大学の判断ということになります。

○松沢成文君 学問の自由の中の研究の自由というのがあるわけでありまして、そこについて国がここまで政策的に踏み込むのであれば、私は、国旗・国歌についてもしっかりと、要請よりも指導をしていただけの方が分かりやすいのかなというふうに思います。

もう最後にいたしますけれども、これ、国立大学の設置法である国立大学法人法第一条の「目的」の中に、「大学の教育研究に対する国民の要請にこたえる」、これが国立大学だと書いてあるんですね。

やはり私は、もう国旗・国歌については、学校現場で随分混乱もありましたが、もうしっかりとコンセンサスができて、きちっと教育の場でも国旗・国歌の重要性を教えていこうと、あるいは国民も大きな国家的な行事の場では国旗掲揚、国歌斉唱をやっていこうと、大分私は自然の姿になってきたと思います。それで、大きな国民の支持も得られていると思うんですね。

是非とも、国が、今は正確には設置者じゃないですけども、独立行政法人つくってやっていますから、国が設置や運営に大きく関与する国立大学においては、是非とも式典において国旗・国歌をしっかりとやっただけのように、大臣にきちっと要請することを改めてお願いをいたしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。